上田城復元推進協議会規約

(名 称)

第 | 条 この会は、上田城復元推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、市民のよりどころとなる上田城の復元に向けた機運醸成、市内外への情報発信及 び文化財としての価値の向上、活用に資する事業等を行い、もって上田城のコンテンツを核とし た観光誘客とまちなかの賑わい創出、及び地域の活性化につなげることを目的とする。

(事業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 情報発信に関すること
- (2) 機運醸成及び普及啓発に関すること
- (3) 調査研究に関すること
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

- 第4条 協議会は、別表に記載する団体で構成し、各団体から選出された者が構成員となる。
- 2 構成員の任期は3年とし、補欠構成員の任期は前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

- 第5条 協議会に次の役員を置くことができる。
- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名
- 2 会長は、上田市長を充てる。
- 3 副会長は、上田市教育委員会教育長及び会長が指名する者を充てる。
- 4 監事は、会長が指名する者を充てる。

(オブザーバー)

- 第6条 協議会にオブザーバーを置くことができる。
- 2 オブザーバーは、その専門性等を考慮し、必要な個人又は団体の者を会長が指名する。
- 3 オブザーバーは、会長の求めにより、会議に出席し、意見を述べることができる。

(職務)

- 第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、業務の執行状況及び会計について監査する。

(会議)

- 第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集することとし、会長は、会議を主宰 する。
- 2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。なお、オブザーバーは議決権を持たない。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(総会の議決事項)

- 第9条 総会は、次に掲げる事項を審議決議する。
 - (1) 事業報告及び決算に関する事項
 - (2) 事業計画及び予算に関する事項
 - (3) 規約の改正に関する事項
 - (4) 役員の選任に関する事項
 - (5) その他会の運営に関する重要事項

(財務)

- 第 I O条 会の運営及び事業実施に要する経費は、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月 | 日から翌年3月3 | 日までとする。ただし、令和6年度の会計年度は、協議会の設立の日から令和7年3月3 | 日までとする。

(事務局)

第11条 協議会の運営及び事業実施のため、上田市櫓復元推進室に事務局を置く。

(解散)

第12条 協議会は、所期の目的を達したときに解散するものとする。

(委任)

第 | 3条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、協議会の設立の日から施行する。